

## 一宮市立市民病院における入院用品サポート事業に関する運営者の公募について

一宮市立市民病院では、入院患者サービスの向上を図るため、入院用品サポート事業者を設置します。設置・運営者の選定にあたっては、公募型プロポーザルを実施します。つきましては、下記のとおり設置・運営者を公募いたしますので、お知らせします。

平成28年9月27日

一宮市病院事業管理者 原 誠

### 一宮市立市民病院入院用品サポート事業者募集要項

1. 事業実施場所  
一宮市文京2丁目2番22号  
一宮市立市民病院 1階受付説明ブースおよび各病棟  
面積 受付説明ブース約3㎡ ※後日指定
2. 立地環境（患者等の状況）
  - ・許可病床数 584床
  - ・1日平均入院患者数 約480人（平成27年度実績）
  - ・面会時間 平日：15時～20時、土・日、祝日：10時～20時
3. 設備設置及び撤去等費用  
説明ブースの設置（設備、備品、既存設備の改修等含む）にかかる費用、備品等の更新ならびに原型を変更とする行為などの費用、原状回復に伴う費用、損害費用等は運営事業者の負担とする。
4. 参加資格  
本業務に関する公募型プロポーザル参加者は、下記に掲げる要件を全て満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 政令167条の4第2項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当したものであって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
  - (3) 次に掲げる市税、県税及び国税の未納がないこと。
    - ア 市税
      - ・法人の場合 法人住民税、固定資産税
      - ・個人の場合 個人住民税、固定資産税
    - イ 県税
      - ・法人の場合 法人事業税、法人県民税、自動車税
      - ・個人の場合 法人事業税、自動車税
    - ウ 国税
      - ・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税
      - ・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税

- (4) 法人等を設立して5年以上経過しており、200床以上の病院において、当該業務と類似する業務を行っている実績を有すること。
- (5) 愛知県及び一宮市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく厚生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 関係法令に基づき、履行場所において、本件に適合する場所を適正に開設し、維持、運営できること。
- (8) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。
- (9) 事故が発生した場合、運営事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。

(10) 次のいずれにも該当していないこと。

- ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(10) における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

役員等	法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体に会っては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者
法人等	法人その他の団体又は個人
暴力団	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団
暴力団員	暴力団の構成員
暴力団関係者	暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者

## 5. 貸付条件等

- (1) 貸付期間 貸付準備が整った日から平成32年3月31日まで（予定）  
※ 期間満了をもって契約は終了し、更新はしない。
- (2) 賃借料 一宮市行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づき算出した額  
1㎡あたり／月 南館A 3,245円 南館B 2,870円  
※別紙「設置病棟一覧」参照
- (3) 委託経費 売上高に対する病院への利益配分が十分にされること。
- (4) 営業日・営業時間 提案による。

- (5) 禁止事項 ①使用用途以外の使用をしないこと。  
②貸付物件は、当院の承認を受けずに内装・隔壁等の工作物を設けないこと。なお、使用物件は、最善の注意を持って維持保全に努めること。
- (6) その他 ①関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。  
②利用者からの苦情や改善要望については、できる限り丁寧かつ適切に速やかに対応すること。

## 6. 手続き等

### (1) 提出書類

①公募参加申込書（様式第1号）

②提案書（様式第2号）

「様式第2号」に「様式第3号」及び関係書類を添付し、必ず封筒に封入・封緘し、封筒の表に「提案書」と記入し提出すること。（関係書類は、「一宮市立市民病院入院用品サポート事業 評価基準」を参照の上作成のこと）

③入院セット収支見込及び販売手数料等の提案書（様式第3号）

④事業申告書（様式第4号）

⑤証明書類（発行日から1か月以内のもの）

法人の場合・・・法人登記簿謄本

個人の場合・・・住民票・身分証明書

⑥代表者の印鑑証明書

⑦国税、県税及び市町村税の納税証明書（未納がないことの証明書）

(ア) 市町村民税について

a 法人・・・「法人住民税」及び「固定資産税」の証明書

b 個人・・・「個人住民税」、「固定資産税」の証明書

申請日の直前年度分（法人住民税は直近の事業年度分）で発行日から3か月以内のもの

(イ) 県税について

a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の証明書

b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の証明書

発行日から3か月以内のもの

(ウ) 国税について

a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

（その3の3 未納のないことの証明）

b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

（その3の2 未納のないことの証明）

発行日から3か月以内のもの

⑧財務諸表（写し・直前決算2年間分）

損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること

一宮市入札参加資格名簿に登録されている法人は、⑤から⑧については提出が省略できる。

### (2) 提出期限

○公募参加申込書【提出書類①】

平成28年10月24日（金）までとする。

受付時間は、9時から12時までと13時から17時までとする。なお、土・日曜日、祝日は除く。

郵送の場合は、平成 28 年 10 月 24 日（金）17 時必着とする。

※封筒（表）に「公募提出書類在中」と朱書きしてください。

○公募参加申込書以外の提出書類【提出書類②～⑧】

平成 28 年 11 月 15 日（火）までとする。

受付時間は、9 時から 12 時までと 13 時から 17 時までとする。なお、土・日曜日、祝日は除く。

郵送の場合は、平成 28 年 11 月 15 日（火）17 時必着とする。

※封筒（表）に「公募参加申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出部数

○公募参加申込書【提出書類①】および公募参加申込書以外の提出書類【提出書類⑤～⑩】

・・・ 1 部

○公募参加申込書以外の提出書類【提出書類②～④】

・・・ 各 12 部（正本 1 部、副本 11 部）

(4) 提出場所

一宮市立市民病院管理課総務人事グループまで持参又は郵送とする。

(5) 応募にかかる質疑

①提出書類 質問書（様式第 5 号）

②提出方法 「様式第 5 号」を電子メールの添付ファイルとして提出する。件名は「入院用品サポート質問書」とし、本文には送信者等を明記すること。本文には質問を記載しないこと。

※口頭や電話による質問は受け付けない。

③受付期間 平成 28 年 9 月 26 日（月）から同 10 月 14 日（金）までとする。

④回答方法 質疑内容を整理したうえで、すべての申込者に電子メールにて回答する。ただし、電子メールで行う事ができない場合、別途回答方法を連絡する。

⑤注意事項 次の質問内容に対しては、いかなる場合であっても回答しない。

- ・ 申込者の一部又は全部が特定されるおそれがある質問
- ・ 申込者の名称、参加者数、委託経費又はその他の情報で秘密として管理されている事項
- ・ 公募参加申込書に記載されている担当者以外からの質問
- ・ その他、公正な競争を阻害するおそれがあるなど、公序良俗に反する質問

(6) その他

- ・ 応募にかかる費用は、公募参加者の負担とする。
- ・ 申込みに際して提出した書類は返却しない。
- ・ 選定にあたり必要が生じた場合、他の書類の提出を求めることがある。
- ・ 提出書類の証明書等は、いずれも発行後 3 ヶ月以内のものとする。（正本以外は複写したもので可）
- ・ 提出書類の様式第 1 号から 5 号までは、ホームページからダウンロードすることができる。
- ・ 申込書提出後、辞退する場合は辞退届を提出すること。（任意様式）

7. 企画提案書の説明会の実施

(1) 説明会の日時および開催場所（予定）

平成 28 年 11 月下旬 ※後日通知

南館 11 階 講堂

説明会の順番は参加申込書の受け付け番号順とさせていただきます。また、メールにて開催日時を別途ご連絡しますので、届き次第折り返し届いた旨のメールを返送してください。

(2) 注意事項

- ①説明会開始時刻に到着されなかった場合は不参加とさせていただきます。
- ②説明会参加人数は 1 社 3 人以内とさせていただきます。
- ③新規説明資料等は一切受理しませんのでご注意ください。
- ④説明時間は 20 分以内とさせていただきます。20 分経過した時点で説明の途中であっても中止させていただきます。また、説明は提出いただきます企画提案書に記載された内容でお願いします。なお、パソコン・プロジェクター等の機器は用意いたしませんので、使用される際はご準備をお願いします。その際の準備時間は、説明時間に含まれますのでご注意ください。
- ⑤控室がありませんので、南館 1 1 階エレベーター前でお待ちください。

8. 選考方法

(1) 評価

選定基準に基づき、提案書ならびに説明会の評価

(2) 選定方法

提出書類を総合的に評価し、交渉順位を決定する。

(3) 決定時期

審査結果は、平成 28 年 12 月中旬までに申込者に文書で通知する。

また、選考結果は、入院用品サポート事業者名及び評価点をホームページに掲載する。なお、審査の経過などに関する問い合わせには一切応じない。

9. 入院用品サポート事業者との協議

優先交渉権者は、契約締結に向けて誠意を持って協議する。なお、辞退又は虚偽の判明による失格等があった場合は、次点の事業者を繰り上げる。

10. 書類提出先・問い合わせ先

〒491-8558 一宮市文京 2-2-22

一宮市立市民病院 管理課 総務人事グループ

電話 (0586) 71-1911 内線 2004

FAX (0586) 71-1921

Eメール kan-138@municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp

URL [https:// www.municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp/](https://www.municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp/)